

(平成22年11月4日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認栃木地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	7 件
国民年金関係	2 件
厚生年金関係	5 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	11 件
国民年金関係	4 件
厚生年金関係	7 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和 60 年 5 月から同年 7 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 34 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 60 年 5 月から同年 7 月まで

昭和 60 年 4 月末に会社を退職した後、A 市役所で国民年金の加入手続きを行い、保険料は後日送られてきた納付書により、同市役所の窓口でまとめて納付したので、申立期間が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「昭和 60 年 4 月末に会社を退職した後、国民年金の加入手続きを A 市役所で行い、申立期間の 3 か月分の約 2 万円の保険料を納付した。」と申し立てており、事実、申立人の国民年金手帳記号番号は、同年 7 月に、当時居住していた A 市で払い出されていることが確認できるとともに、3 か月間である申立期間の保険料は 2 万 220 円であることから、申立内容に不自然さは見られない。

また、申立人は、申立期間後に厚生年金保険に加入して以降、厚生年金保険と国民年金の切替を適切に行い、国民年金加入期間の保険料をすべて納付していることから、申立期間において、国民年金の加入手続きを行ったにもかかわらず、3 か月と短期間である当該期間の保険料を納付しなかったとは考え難い。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 57 年 7 月から 58 年 3 月までの国民年金保険料については、付加保険料も含めて納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 5 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 57 年 7 月から 58 年 3 月まで

近所の 8 世帯で相談して納税組合をつくり、国民年金保険料は班長がとりまとめて役場へ納付していた。保険料の未納期間があると奨励金が出なくなり、他の人に迷惑がかかるため欠かさず納めていたので、申立期間が未納とされていることに納得がいかない。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の納付記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立人の妻が、「申立期間の国民年金保険料は、近隣の 8 世帯で組織された納税組合を通じて納付していた。」と主張しているとおおり、申立人の居住地区には納税組合が存在し、同組合では、定期的に国民年金保険料等を集金して役場へ納めていたことが、当時、同組合に加入していた複数の元組合員の証言から推認できる。

また、申立人及びその妻は、国民年金制度発足と同時に加入し、申立期間を除き、加入期間の保険料をすべて納付している上、長期間にわたり前納制度を利用して納付するなど、納付意識が高かったことがうかがえる。

さらに、申立人は、昭和 46 年 1 月から A 年金基金に加入し、申立期間を含む平成 2 年 8 月までの保険料をすべて納付しており、申立期間について、国民年金保険料のみ納付しなかったとは考え難い。

加えて、申立期間は 9 か月と短期間である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、昭和 57 年 7 月から 58 年 3 月までの国民年金保険料を付加保険料も含めて納付していたものと認

められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間①及び②に係る標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、当該期間に係る標準報酬月額を、平成4年10月から5年11月までの期間及び10年1月から同年7月までの期間は53万円、同年8月から同年10月までの期間は47万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和39年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成4年10月1日から5年12月26日まで
② 平成10年1月1日から同年11月26日まで

申立期間①及び②について、さかのぼって厚生年金保険の標準報酬月額の記録が引き下げられている。いずれの期間も同一会社の取締役だったが、役員報酬を下げた覚えは無いので、正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、オンライン記録によると、申立人のA社における厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、53万円と記録されていたが、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所でなくなった平成5年12月26日以降の6年3月29日付けで、申立人を含む役員4人の標準報酬月額の記録がさかのぼって減額訂正されており、申立人については、4年10月及び5年10月の定時決定の記録が取り消された上で、4年10月から5年11月までの標準報酬月額が20万円に訂正されていることが確認できる。

また、申立期間②についても、再度厚生年金保険の適用事業所になった当該事業所における厚生年金保険の標準報酬月額は、オンライン記録によると、当初、平成10年1月から同年7月までは53万円、同年8月から同年10月までは47万円と記録されていたところ、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所でなくなった同年11月26日以降の同年12月1日付けで、申立人を含む役員4人の標準報酬月額の記録がさかのぼって減額訂正されており、申立人については、同年10月の定時決定の記録が取り消された上で、同年1月から同

年10月までの標準報酬月額が20万円に訂正されていることが確認できる。

さらに、申立人は、申立期間①及び②において、登記簿謄本から当該事業所の取締役であったことが確認できるものの、事業主及び経理事務を担当していた取締役は、当時、厚生年金保険料を滞納しており、当該経理担当取締役が定期的に社会保険事務所（当時）に出向していた旨証言している上、当該事業主及び経理担当取締役並びに会社設立時から当該事業所における社会保険事務を受託していたとする顧問社会保険労務士は、「申立人は、当該事業所において求人誌及び求人広告の編集を担当しており、経営には関与しておらず、また、社会保険関係の事務にも携わっていなかった。」としていることから、申立人が社会保険事務に関して権限を有し、当該遡^{そきゅう}及訂正処理に関与していたとは考え難い。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、当該遡^{そきゅう}及訂正処理を行う合理的理由は無く、標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出たとおり、平成4年10月から5年11月までの期間及び10年1月から同年7月までの期間は53万円、同年8月から同年10月までの期間は47万円に訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間①及び②に係る標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、当該期間に係る標準報酬月額を、平成4年10月から5年11月までの期間及び10年1月から同年7月までの期間は53万円、同年8月から同年10月までは47万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成4年10月1日から5年12月26日まで
② 平成10年1月1日から同年11月26日まで

申立期間①及び②について、さかのぼって厚生年金保険の標準報酬月額の記録が引き下げられている。いずれの期間も同一会社の取締役だったが役員報酬を下げた覚えは無いので、正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、オンライン記録によると、申立人のA社における厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、53万円と記録されていたが、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所でなくなった平成5年12月26日以降の6年3月29日付けで、申立人を含む役員4人の標準報酬月額の記録がさかのぼって減額訂正されており、申立人については、4年10月及び5年10月の定時決定の記録が取り消された上で、4年10月から5年11月までの標準報酬月額が20万円に訂正されていることが確認できる。

また、申立期間②についても、再度厚生年金保険の適用事業所になった当該事業所における厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、平成10年1月から同年7月までは53万円、同年8月から同年10月までは47万円と記録されていたところ、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所でなくなった同年11月26日以降の同年12月1日付けで、申立人を含む役員4人の標準報酬月額の記録がさかのぼって減額訂正されており、申立人については、同年10月の定時決定の記録が取り消された上で、同年1月から同年10月までの標準報酬月

額が 20 万円に訂正されていることが確認できる。

さらに、申立人は、申立期間①及び②において、登記簿謄本から当該事業所の取締役であったことが確認できるものの、事業主及び経理事務を担当していた取締役は、当時、厚生年金保険料を滞納しており、当該経理担当取締役が定期的に社会保険事務所（当時）に出向していた旨証言している上、当該事業主及び経理担当取締役並びに会社設立時から当該事業所における社会保険事務を受託していたとする顧問社会保険労務士は、「申立人は、当該事業所において、主にB業務等を担当しており、経営には関与しておらず、また、社会保険関係の事務にも携わっていなかった。」としていることから、申立人が社会保険事務に関して権限を有し、当該^{そきゅう}遡及訂正処理に関与していたとは考え難い。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、当該^{そきゅう}遡及訂正処理を行う合理的理由は無く、標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出たとおり、平成4年10月から5年11月までの期間及び10年1月から同年7月までの期間は53万円、同年8月から同年10月までの期間は47万円に訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立てに係る標準賞与額の記録を、平成18年12月15日については93万2,000円、19年12月15日については91万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和23年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 平成18年12月15日
② 平成19年12月15日

A社から、申立期間①及び②について賞与を支給され、厚生年金保険料が控除されていたにもかかわらず、年金記録に反映されていないことが分かった。正しい記録に訂正してもらいたい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び②について、A社が保管する「給与所得に対する所得税源泉徴収簿」により、申立人が事業主から賞与の支給を受け、当該賞与から厚生年金保険料が控除されていることが確認できる。

また、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準賞与額を改定又は決定し記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定し、記録訂正の要否を判断することとなる。

したがって、当該所得税源泉徴収簿の厚生年金保険料控除額から、申立人の標準賞与額の記録を、平成18年12月15日は93万2,000円、19年12月15日については91万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、当該賞与に係る賞与支払届を社会保険事務所（当時）に提出しておらず、保険料を納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人に係る当該期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立てに係る標準賞与額の記録を、平成18年12月15日及び19年12月15日について48万6,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和52年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成18年12月15日
② 平成19年12月15日

A社から、申立期間①及び②について賞与を支給され、厚生年金保険料が控除されていたにもかかわらず、年金記録に反映されていないことが分かった。正しい記録に訂正してもらいたい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び②について、A社が保管する「給与所得に対する所得税源泉徴収簿」により、申立人が事業主から賞与の支給を受け、当該賞与から厚生年金保険料が控除されていることが確認できる。

また、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準賞与額を改定または決定し記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定し、記録訂正の要否を判断することとなる。

したがって、当該所得税源泉徴収簿の厚生年金保険料控除額から、申立人の標準賞与額の記録を、平成18年12月15日及び19年12月15日について48万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、当該賞与に係る賞与支払届を社会保

険事務所（当時）に提出しておらず、保険料を納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人に係る当該期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間①に係るA社における標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、当該期間の標準報酬月額を34万円とすることが必要である。

また、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を平成13年1月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を34万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和40年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成12年6月1日から同年12月14日まで
② 平成12年12月14日から13年1月1日まで

申立期間①については、A社に入社してから給与は下がったことが無く、給与からは毎月同額の厚生年金保険料が控除されていた。また、申立期間②については、同社には平成13年6月30日まで勤めており、12年12月分の給与からは厚生年金保険料が控除されているので、被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、オンライン記録によると、申立人のA社における厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、34万円と記録されていたところ、当該事業所が適用事業所でなくなった平成12年12月14日以降の同年同月22日付けで、さかのぼって同年6月から同年9月までは9万2,000円、同年10月及び11月は9万8,000円に減額訂正されていることが確認でき、申立人のほか31人についても同様の減額訂正処理が行われていることが確認できる。

また、商業登記簿謄本から、申立人が当該期間当時、当該事業所において役員ではなかったことが確認できる上、事業主は、「申立期間当時、厚生年金保険料の滞納があった。」、「申立人は、B課でC業務を担当しており、

標準報酬月額^{そきゅう}の訂正について、知り得る立場にはなかった。」と証言していることから、申立人が当該遡^{そきゅう}及訂正処理に関与したとは考え難い。

これらを総合的に判断すると、係る処理を行う合理的理由は無く、標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間①に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所（当時）に当初届け出た 34 万円とすることが必要と認められる。

2 申立期間②について、申立人の所持する給与明細書、雇用保険の加入記録及び事業所の回答から、申立人が当該事業所に継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間に係る標準報酬月額については、申立人が所持する給与明細書の保険料控除額から、34 万円とすることが妥当である。

一方、オンライン記録によると、A社は、平成12年12月14日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、申立期間において適用事業所としての記録が無い。しかし、当時の取締役は、当該事業所は、同年12月以降もほぼ同じ従業員で事業を継続していた旨の証言をしていることから、当時の厚生年金保険法の定める適用事業所としての要件を満たしていたものと判断される。

なお、事業主は、申立期間において当該事業所が適用事業所でありながら、社会保険事務所に適用の届出を行っていなかったと認められることから、当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

栃木国民年金 事案 794

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年2月から同年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年2月から同年12月まで
20歳の時に、父親が国民年金の加入手続を行い、納税組合で保険料を納めていたと思うので、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人に係る国民年金加入手続を行い、保険料を納付していたとするその父親は他界しており、申立人は国民年金の手続に直接関与していないことから、申立期間における加入状況及び保険料の納付状況が不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和50年11月に払い出されており、この時点で申立期間のうち48年2月から同年9月までは時効により保険料が納付できない期間である。

さらに、申立人の昭和49年1月から50年3月までの国民年金保険料は、51年2月18日に納付されていることが国民年金被保険者台帳（特殊台帳）及び町の国民年金被保険者名簿から確認でき、これは同日の時点で納付可能であった49年1月まで最大限さかのぼって納付したものであることから、申立期間のうち48年10月から同年12月までの期間についても、時効により納付できなかったと考えるのが自然である。

加えて、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていた形跡はうかがえず、このほかに申立人の父親が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿等）、周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年8月から54年1月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年8月から54年1月まで

会社を退職した昭和48年8月ごろ、自分で市役所に出向き、国民健康保険と一緒に国民年金の加入手続をした。保険料については、義母から自分で払うように言われ、貯金を崩しながら納付していたことを覚えているので、申立期間が未加入とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「昭和48年8月ごろ、国民健康保険と一緒に国民年金の加入手続を行い、申立期間の保険料を納付した。」と主張しているが、申立人が所持している年金手帳には、「初めて被保険者となった日 平成5年3月2日」と記載されており、この時点で申立期間は時効により保険料が納付できない期間であるとともに、国民年金手帳記号番号払出簿及びA市の国民年金被保険者名簿を調査しても、別の手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない。

また、申立人は、申立期間の国民年金保険料額について、「3,600円か、6,300円という金額を覚えているが、それが何か月分の保険料かは分からない。」としており、当該期間における国民年金手帳の所持に係る記憶も曖昧である。

さらに、申立期間は66か月と長期間である上、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる関連資料（家計簿、確定申告書等）、周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和58年4月から59年3月までの期間及び同年4月から61年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和58年4月から59年3月まで
② 昭和59年4月から61年3月まで

年金の記録では、申立期間①が未納、申立期間②が全額免除とされているが、国民年金に加入した昭和53年9月以降は、継続して保険料を支払い、領収書をもっていた記憶があり、当時、自営業の経営状態も良好だったので、払えないはずがない。申立期間が未納又は免除とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び②について、申立人は、「国民年金保険料の督促状が送られてきたので支払った記憶がある。」としており、納付したとする保険料額については、「年額で10万円を超えていた。」と主張しているが、当時の保険料額は、昭和58年度が6万9,960円、59年度が7万4,640円、60年度が8万880円であり、いずれも相違することから、その記憶が当該期間の保険料納付に係るものであるとは考え難い。

また、申立期間②について、申立人は、「免除申請書を作成・提出するなどの手続を行ったことは全く無い。」と主張しているが、オンライン記録によると、昭和59年度は60年2月19日、60年度は同年11月22日に全額申請免除の処理が行われたことが確認できる上、当該期間は、未納とされている申立期間①の直後であることから、申請免除とされていることに不自然さはいかたがえない。

さらに、申立人が申立期間①及び②における国民年金保険料を納付していたこと示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間①及び②の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

栃木国民年金 事案 797

第1 委員会の結論

申立人の平成9年9月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和45年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成9年9月

平成9年9月に会社を退職し、同年10月から次の会社に就職したが、その間、国民年金に加入しなければならないと認識しており、市役所で手続をして保険料を納付した記憶があるので、申立期間の納付記録が無いことに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成9年9月に会社を退職した後、市役所で国民年金の加入手続を行い、申立期間の保険料を納付したと主張しているが、申立人が所持する年金手帳及びオンライン記録のいずれによっても、申立人が当該期間において国民年金の被保険者であった事実は確認できず、当時居住していたとするA市においても、申立人に係る国民年金被保険者名簿は見当たらないとしている。

また、申立期間は、国民年金保険料の収納事務が電算処理化され、基礎年金番号制度が導入された後であることから、記録管理の信頼性は高い期間と考えられ、当該期間の加入及び保険料納付に係る記録が欠落した可能性は考え難い。

このほか、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者としてその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 55 年 10 月 1 日から 58 年 10 月 1 日まで

A社B部に勤務していた期間は、定期的に昇給していたにもかかわらず、申立期間はその直前より標準報酬月額が下がっており、納得できない。適正な記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、A社は、「当社の厚生年金基金の記録を確認したところ、申立期間における申立人の標準報酬月額は、オンライン記録と一致している。」と証言している。

また、オンライン記録により、申立期間当時のA社B部における同僚の標準報酬月額と比較しても、申立人の標準報酬月額のみが大きく変動している、又は下がっているとは認められない上、当該記録は遡及^{そきゅう}して訂正された形跡も無く、不自然さは見受けられない。

さらに、申立人の申立期間における標準報酬月額について、オンライン記録と健康保険厚生年金保険被保険者原票の記録はすべて一致している。

このほか、申立人に係る当該期間における給与支給額及び厚生年金保険料の控除額が確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立期間について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 10 年 9 月 13 日から 14 年 3 月 21 日まで
平成 10 年 9 月から A 社で働き始めたが、厚生年金保険の加入期間は 14 年 3 月からとなっている。申立期間についても勤務し、給与から厚生年金保険料が控除されていたので、被保険者として認めてもらいたい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「平成 10 年 9 月 13 日から A 社に勤務し、給与から厚生年金保険料が控除されていた。」と主張しているが、当該事業所によれば、「申立人が働き始めたのは 13 年 9 月 23 日からであり、それ以前は雇用していない。」としており、当該事業所が保管する同年 9 月及び同年 10 月の出勤簿を見ると、申立人は同年 9 月 23 日から出勤していることが確認できるとともに、雇用保険の資格取得日は 14 年 9 月 19 日となっていることから、申立期間のうち 10 年 9 月 13 日から 13 年 9 月 22 日までの期間については、当該事業所における勤務の事実が確認できない。

また、当該事業所によれば、「申立人は、当初は短時間労働であったために厚生年金保険及び雇用保険には加入させていなかった。」としており、上述の出勤簿から、申立人の平成 13 年 9 月及び同年 10 月における勤務時間は 1 日約 4 時間であることが確認できる上、当該事業所が保管する申立人に係る同年 10 月分から 14 年 3 月分までの給与明細書の写しを見ても、いずれも厚生年金保険料が控除されていないことが確認できる。

さらに、事業主が保管している申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者資格取得届及び喪失届の控えから、事業主が申立人について、オンライン記録どおりの資格得喪に係る届出を行っていたことが確認できる。

なお、申立人が所持する預金通帳を見ると、平成 12 年 5 月 23 日に、A 社か

ら 50 万円が振り込まれていることが確認でき、申立人はこのことについて、「勤務先から借りたものである。勤めていなければこのような大金が借りられるわけがない。」としているが、当該事業所によれば、「申立人が当社で働き始める前に、客として来所した際、火災により所持品に損害を与えてしまったため賠償したものである。」としており、当該事業所が保管する示談契約書の写しからも、この説明内容どおりの事実が確認できる。

このほか、申立人が申立期間の厚生年金保険料を、事業主により給与から控除されていたことが確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 37 年 1 月 1 日から同年 9 月 1 日まで
昭和 37 年 1 月に A 社に入社し、すぐに B 市の C 事業所に、その年の 3 月からは D 市の E 事業所で F 業務の担当として勤務していたが、この間の厚生年金保険の加入履歴が無い。入社する際、前の会社で受け取った厚生年金保険の被保険者証を会社に提出したのを覚えており、厚生年金保険に加入していたと思う。申立期間について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、昭和 37 年 4 月 25 日以降の期間については、雇用保険の加入記録により、A 社に勤務していたことは確認できる。

しかしながら、当該事業所が保管している健康保険厚生年金保険被保険者資格取得届の写しによると、申立人の資格取得年月日は昭和 37 年 9 月 1 日であることが確認でき、それはオンライン記録と一致する。

また、健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、当該事業所において申立人と同一年月日に厚生年金保険の被保険者資格を取得している者は 54 人確認でき、そのうちの複数の同僚に聴取したところ、そのいずれもが、「当該事業所には、昭和 37 年 9 月 1 日以前から勤務していたが、その期間は試用期間だった。」と、証言している。

このほか、申立人が、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 34 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 54 年 4 月 1 日から同年 12 月 31 日まで
② 昭和 55 年 1 月 1 日から同年 5 月 1 日まで

高校卒業後の申立期間①に勤めたA社については、高校の就職のあっせんにより入社したので厚生年金保険に加入していたはずであり、申立期間②のB社については、勤め始めるときに年金手帳を提出したので、厚生年金保険に加入していたはずである。

申立期間①及び②について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、雇用保険の加入記録及び申立人が一緒に勤務していたとする同僚の妻の証言から、申立人がA社に勤務していたことは確認できる。

しかし、当該事業所の事業主は、「当社が厚生年金保険に加入したのは昭和 60 年 7 月からです。」と証言しているところ、オンライン記録においてもA社が厚生年金保険の適用事業所となったのは、同年 7 月 1 日であることが確認できる。

また、上記の同僚の妻は、「申立期間当時は、厚生年金保険に加入していなかった。夫の当該事業所の厚生年金保険の加入年月日は、昭和 60 年 7 月 1 日である。」としている。

申立期間②について、申立人は、B社に昭和 55 年 1 月 1 日から同年 4 月末まで勤務していたと供述しているところ、当該事業所の保管する人事名簿では、申立人について同年 1 月 14 日入社、同年 2 月 1 日退職と記載されており、当該事業所の保管する労働者名簿からは、健康保険、厚生年金保険及び雇用保険に加入していなかったことが確認できるとともに、事業主は、「申立人は実労

働期間が 14 日間の短期雇用であり、厚生年金保険には加入させていなかった。」と証言している。

また、申立期間①及び②について、C町の国民年金被保険者名簿によると、申立人は、昭和 54 年 8 月 9 日に国民年金の被保険者資格を取得し、55 年 2 月 4 日に資格を喪失し、同日付けでD事業所に入所したことが記載されている。

このほか、申立人の申立期間①及び②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 37 年 7 月 11 日から 38 年 1 月 1 日まで
② 昭和 40 年 9 月 22 日から 43 年 3 月 26 日まで

年金の記録を確認したところ、申立期間①に勤務したA社及び申立期間②に勤務したB事業所について、脱退手当金を受給した記録になっているが、私は受給した覚えは無いのでよく調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

脱退手当金を支給する場合、本来、過去のすべての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであり、申立てに係る脱退手当金は、支給決定日以前のすべての厚生年金保険被保険者期間を基礎として計算され、その支給額に計算上の誤りは無く、B事業所に係る申立人の健康保険厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記載されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

また、申立人は、申立期間①及び②の間に加入した共済組合から退職一時金を受給したと供述しており、申立期間の脱退手当金を受給することに不自然さはいかたがえない上、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情なども含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者としてその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 35 年 7 月 25 日から 37 年 7 月 1 日まで
② 昭和 40 年 10 月 4 日から 49 年 8 月 26 日まで

厚生年金保険の記録を確認したところ、申立期間①及び②の標準報酬月額が実際に支給されていた給与より低い金額になっていた。申立期間①のA社では、入社時に自分の仕事ぶりを見てもらい、月額3万円で長く勤めてほしいと言われたことを記憶している。また、申立期間②のB社では、社長から月額3万円の給与を支払うし、掛け持ちで仕事をしてほしいという条件を示されたので入社した。どちらの会社でも給与はずっと月額3万円だったので、正しい標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人のA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票によると、申立人の当該期間に係る標準報酬月額は、昭和35年7月から同年9月までは2万円、同年10月から36年2月までは2万2,000円、同年3月から37年6月までは2万6,000円となっているが、申立人は、当該事業所での給与支給額は常に月額3万円であったと主張している。

しかし、当該事業所は既に解散している上、申立期間①当時の経理担当者のうち一人は他界し、一人は連絡先が確認できず、元代表取締役等に照会しても、申立人が勤務していたことは記憶していたものの、給与支給額等については覚えていないとしている。

また、オンライン記録によると、申立人が、申立期間当時、月額3万円の給与を提示したとする当該事業所の取締役の申立期間①における標準報酬月額は、おおむね2万6,000円と記録されていることが確認できる上、当時、申立人が当該取締役より高額な給与を支給されていたことを確認できる関

連資料等は見当たらない。

さらに、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票において、申立人の標準報酬月額記録はさかのぼって訂正が行われるなどの不自然さは見当たらない。

このほか、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 2 申立期間②について、申立人のB社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票によると、申立人の当該期間に係る標準報酬月額は、昭和40年10月から42年9月までは2万円、同年10月から49年7月までは2万2,000円となっているが、申立人は、当該事業所での給与支給額は常に月額3万円であったと主張している。

しかし、当該事業所は既に解散している上、申立期間②当時の経理担当者は他界しており、申立期間当時の登記簿謄本が残存しておらず、申立期間当時の事業主を特定できないことなどから、証言を得ることができない。

また、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票においては、申立人の標準報酬月額記録は、さかのぼって訂正が行われるなどの不自然さは見当たらない。

このほか、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 3 これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間について、申立人が厚生年金保険被保険者としてその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和20年10月1日から28年10月30日まで
年金の記録によると、昭和39年にA社を辞めた際、それ以前に勤務していたB社C支店での厚生年金保険被保険者期間についても脱退手当金を受給したことになるが、A社の分しかもらっていないので、申立期間について脱退手当金を受給していないことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社を退職した際、同社における厚生年金保険被保険者期間についてのみ脱退手当金を受給したとしているが、脱退手当金を支給する場合、過去のすべての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであり、オンライン記録によると、当該脱退手当金は、申立期間及びその後に勤務した3事業所における被保険者期間を計算の基礎としていることが確認できる。

また、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、脱退手当金の支給を意味する「脱手」の表示が記載されているとともに、当該事業所における厚生年金保険被保険者資格喪失日（昭和39年2月1日）から約5か月後の昭和39年6月22日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

さらに、申立人は、当該事業所を退職した際に脱退手当金を受給したことを認めており、当該脱退手当金の算定期間（計算の基礎）に申立期間が含まれていた記憶が無いというほかに、申立期間に係る脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。